

# 利用契約書・重要事項説明書

## 児童発達支援

一般社団法人みらいのヒトミ

Together Kids Yokohama

〔事業所番号 1450600356〕

# 利用契約書

\_\_\_\_\_（以下「利用者」という。）と一般社団法人みらいのヒトミ（以下「事業者」という。）は、児童福祉法に基づいて提供する児童発達支援 Together Kids Yokohama（以下「事業所」という。）の利用について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）します。

## 第1条（契約の目的）

本契約は、児童福祉法並びに障害者総合支援法等関係法令の理念にのっとり、利用者がその有する能力及び適正に応じた自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、事業所が作成する個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

## 第2条（契約期間）

本契約の期間は、受給者証の支給決定期間までとし、利用者等と事業者双方から申し出がない場合、かつ受給者証に記載された支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

## 第3条（個別支援計画書）

- 1 事業所は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し、個別支援計画書を作成します。
- 2 事業所は、個別支援計画書の内容について利用者又はその家族に対して文書を作成し、同意を得ることとします。
- 3 事業所は、個別支援計画書作成後、実施状況の把握を行い、少なくとも6ヶ月に1回以上計画書の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。変更については利用者又はその保護者に説明をし、文書により同意を得ることとします。

## 第4条（事業の主たる対象とする障害の種類とサービス内容）

- 1 事業所は、重要事項説明書に記載している主たる対象とする障害種別の利用者に対して、同じく重要事項説明書に記載しているサービス内容を提供します。
- 2 児童発達支援事業は、児童発達支援管理責任者・指導員等のサービス従業者（以下「従業者」という）が提供するものとします。
- 3 事業所は、利用者の障害の程度又は利用者等の希望によって作成した個別支援

計画書に基づき、各種活動や療育活動、日常生活上の支援を行い、日常生活の充実を目指します。

#### 第5条(利用料金)

- 1 保護者は、重要事項説明書に記載されている指定通所支援並びに指定障害福祉サービス等の給付費に対して、利用者負担額(厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から給付費の額を控除した額。「受給者証」に記載されている負担上限月額が、利用者の1月の負担の上限額となります。)を事業者に支払います。なお、給付費の額については、事業者が市町村から代理受領いたしますので、利用者が直接支払う必要はありません。
- 2 保護者は、重要事項説明書に記載する給付費対象外サービス(実費)に対して、所定の料金を事業者に支払います。

#### 第6条(利用料の支払い方法)

- 1 保護者は、前条第1項及び第2項に定める額の合計額(以下「利用料金」という。)を月ごとに事業者に支払います。
- 2 事業者は、利用料金に関わる請求書を、翌々月20日までに利用者へ送付します。
- 3 保護者は、請求があった利用料金について、事業者が指定する期日までに支払います。
- 4 事業者は、保護者から利用料金の支払いを受けた時は、保護者に領収証を交付します。
- 5 保護者から事業者への支払いが滞った場合には、利用者へのサービス提供を一時的に停止することがあります。

#### 第7条(説明義務)

事業者及び事業所は、契約に基づく内容について、保護者に対して適切に説明を行います。

#### 第8条(安全配慮義務並びに事故発生時の対応)

- 1 事業者及び事業所は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに神奈川県、横浜市もしくは支給決定の市区町村、保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

#### 第9条(緊急時の支援)

- 1 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに救急医療機関や協力医療機関、又は保護者の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- 2 前項のほか、事業所は、利用者の心身の状態が変化した場合は、保護者及びその保護者が指定する者に対し緊急に連絡します。

#### 第10条(守秘義務)

- 1 事業者及び事業所は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者及び保護者等の秘密を保持する義務を負います。
- 2 事業者及び事業所は、従業者が退職後、正当な理由なく在職中知り得た利用者及び保護者等に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 4 事業者及び事業所は、利用者及び保護者等の個人情報をサービス調整会議等で用いる場合は、保護者の同意を予め文書で得ない限りいかなる場合も用いることはありません。

#### 第11条(苦情解決)

- 1 利用者及び保護者は、事業所が提供する本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口並びに横浜市こども青少年局障害児福祉保健課に苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者及び事業所は、利用者及び保護者等が苦情を申し立てたことを理由として、利用者に対し、不利益となるような対応はしません。

#### 第12条(虐待防止)

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

#### 第13条(契約の終了)

- 1 次の事項に該当する場合は契約の終了とみなします。
  - (1) 契約期間が満了したとき(満了期間前に継続の手続きがとられた場合は除く)
  - (2) 利用者が死亡した場合

- (3) 事業所の滅失や毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (4) 事業所が指定の取り消しを受けた場合又は指定を辞退した場合
- (5) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

2 保護者は、30日以上予告期間において文書で事業者へ通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

3 前項にかかわらず、事業者が次の各号に該当する行為を行った場合には、保護者はただちにこの契約を解除することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合
  - (2) 事業者が第10条に定める(守秘義務)に違反した場合
  - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
  - (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合
  - (5) 事業所もしくは従業者が、故意又は過失により利用者及び保護者の身体・財産・信用を傷つけること等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められたとき
- 4 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

5 前項にかかわらず、利用者及び保護者が次の各号に該当する場合には、事業者はただちにこの契約を解除することができます。

- (1) 利用者及び保護者が事業者へ支払うべきサービスの利用料金を2ヵ月以上滞納し、催告にもかかわらず支払わない場合
- (2) 利用者及び保護者が、故意又は重大な過失により、事業者、事業所もしくはサービス提供従業者に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (3) 利用者及び保護者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者及び保護者が本契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認められる場合
- (5) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合
- (6) 利用者及び保護者が通常の事業の実施地域外に転居した場合
- (7) 保護者が通知を行わず、サービスの利用を行わなかった場合
- (8) 利用者が医療機関に入院し、退院できる見込みがない場合
- (9) いかなる理由があつたとしても1月の利用予定の半分以上を欠席した場合

#### 第14条（事故と損害賠償）

1 事業者及び事業所は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係市町村及び保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、事業者の責任と認められる事由によって利用者及び保護者等に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

3 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1)利用者及びその保護者等が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴や行動障害等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(2)利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

(3)保護者が利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(4)保護者が事業所もしくは従業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

#### 第15条（利用者及び保護者等の損害賠償責任）

利用者及び保護者等の故意又は重大な過失により、その責に帰すべき事由により事業者・事業所・従業者・その他第三者に損害が発生した場合は、利用者及び保護者等の責任能力を鑑み、その賠償責任を負うものとします。

#### 第16条（協議事項）

この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法の関係法令の定めるところに従い、保護者と誠意をもって協議するものとします。

#### 第17条（その他）

この契約に定めない事項については、児童福祉法、その他関係法令に従い保護者等が信義に従い誠実に協議し決定します。

上記の契約の成立を証するため、本書2通を作成し、保護者及び事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(保護者)住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

児童氏名 \_\_\_\_\_

(事業者及び事業所)

事業所住所 横浜市保土ヶ谷区初音ヶ丘11番3号

事業所名 Together Kids Yokohama

事業者住所 横浜市保土ヶ谷区権太坂一丁目42番20号

代表者名 一般社団法人みらいのヒトミ

代表理事 植木卓郎 印

## 重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して下記事業を提供する上で、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明いたします。

### 1.事業者

名称	一般社団法人みらいのヒトミ
----	---------------

所在地	神奈川県横浜市保土ヶ谷区権太坂一丁目42番20号
連絡先	070-4173-8600
代表者	代表理事 植木卓郎
設立年月日	令和2年2月17日

## 2.事業所の概要

種類	指定障害児通所支援事業所 児童発達支援 横浜市指定事業所番号(1450600356)
名称	Together Kids Yokohama
所在地	神奈川県横浜市保土ヶ谷区初音ヶ丘11番3号
連絡先	電話番号 045-465-6897 FAX番号 045-465-6318
管理者	植木 恵美
児童発達支援 管理責任者	後藤陽
指定年月日	令和2年5月1日
目的	一般社団法人みらいのヒトミが開設するTogether Kids Yokohama(以下「事業所」という)が行う児童福祉法に基づく指定児童発達支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、通所給付決定保護者及び障害児に対し、適正な児童発達支援を提供することを目的とする。
運営方針	1)事業所は、通所給付決定保護者及び利用者の意向、特性、その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定児童発達支援を提供する。 2)事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った指定児童発達支援の提供に努める。



	<p>3)事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。</p> <p>4)事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努める。</p> <p>5)事業の実施にあたっては、前4項の他、関係法令等を遵守する。</p>
--	---

### 3.職員体制(令和3年4月1日現在)

管理者	1名 (兼務)	常勤(児童指導員兼務) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
児童発達支援管理責任者	1名	常勤 児童発達支援管理責任者は、指定児童発達支援にかかる通所支援計画の作成に関する業務の他に、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。
指導員	7名以上	児童指導員等 常勤 3名以上 保育士 非常勤 1名以上 児童指導員 非常勤 2名以上 その他従業者 非常勤 1名以上 指導員は、指定児童発達支援の単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、専ら指定児童発達支援の提供に当たる。

### 4.事業所の設備等の概要

居室の種類	面積	設備	備考
指導訓練室A	9.93m <sup>2</sup>	冷暖房・床暖房	個別指導をする

指導訓練室B	7.45㎡	冷暖房	個別指導をする
指導訓練室C	16.56㎡	冷暖房・床 暖房	個別指導・集団指導等をする
トイレA	1.37㎡	洋式	
トイレB	1.24㎡	洋式	
浴室	3.31㎡		
脱衣室	2.76㎡	洗面台	
倉庫A	3.72㎡		
調理スペース	6.62㎡		
面談スペース	3.31㎡		保護者との面談等をする
静養スペース	2.48㎡		指導訓練室B内
事務室	16.56㎡	冷暖房・床 暖房	鍵付書庫・パソコン
倉庫B	2.48㎡		

#### 5.営業時間とサービス提供時間、通常の事業の実施地域

営業日	月曜日～土曜日 ※祝日・年末年始・お盆休みは除く
営業時間	10:00～17:30
サービス提供日	月曜日～土曜日 ※祝日・年末年始・お盆休みは除く
サービス提供時間	10:30～17:00
利用定員	10名
実施地域	横浜市
主たる対象者	自閉症児・知的障害児・発達障害児

## 6. サービス内容

サービスの種類	サービス内容
個別支援計画の作成	通所給付決定保護者及び利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等記載した個別支援計画を作成します
基礎訓練	指示理解、模倣、マッチング、音声模倣、口辺模倣、よく見る等
日常生活訓練	日常生活動作、トイレ、食事、着替えなど
学習活動	読み書き、数字、お金の計算、時計の理解など
身体活動	歩行等の粗大運動、指などの微細運動
集団生活適応訓練	会話、社交ルール、お友達づくり、表情や気持ちの理解など
言語訓練	要求言語、報告言語、よく聞く、経験報告、文章や句で話す等
遊び活動	一人遊び、遊びのスキル、余暇の過ごし方、絵を描く、糊やハサミを使う等
非言語訓練	アイコンタクト、絵カード、ジェスチャーなど
行動補正	問題行動を減らして適切な行動を増やす
支援方法の指導	ペアレント・トレーニング
送迎サービス	利用者の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行う場合もあります
健康相談	健康チェック、健康相談を行います
更生相談	医療・福祉・生活の助言や相談
情報の提供及び相談	他のサービスの情報提供や利用方法の助言

## 7. サービス料金

### 1) サービス利用料金

単位数と利用者負担額	885単位(969円)
------------	-------------

※事業所の利用者の70%以上が小学校前の未就学児である場合

※提供するサービスの料金と利用者負担額について

提供したサービスには利用料金(厚生労働省の告示の単価)が発生します。通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超えた場合でも負担上限月額以上の負担は発生しません。

※利用者負担に関する上限額

非課税世帯	0円
世帯所得約900万未満	4,600円
世帯所得約900万以上	37,200円

※事業者がサービスの料金を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分としてサービス料金の1割相当または利用者上限負担月額を事業者にお支払いいただきます。また、事業者が代理受領を行わない場合、事業者は通所給付決定保護者からサービス利用料金の全額を受け取るものとします。

※<厚生労働省の告示の単価>横浜市の場合1単位=10.96円

## 2)加算項目

加算項目	内容	単位数(料金)
児童指導員等加配加算	支援の強化を図るため、児童指導員もしくは保育士1名を基準からさらに配置している場合	123単位(134円)/1日
専門的支援加算	支援の強化を図るため、5年以上経験のある児童指導員もしくは保育士を1名を基準からさらに配置している場合	123単位(134円)/1日
送迎加算	送迎を行った場合	54単位(59円)/片道
欠席時対応加	利用をキャンセルした場合※予定日	94単位(103円)/1日

算Ⅱ	の3日前までに連絡を頂いた場合は除く	※月4回まで
利用者負担上限額管理加算	負担上限額を超えて徴収しないよう管理を行った場合※依頼があった場合	150単位(164円)/1月
事業所内相談支援加算	事業所等において利用者と保護者等に相談援助を行った場合 ※(Ⅰ)は個別、(Ⅱ)はグループ	(Ⅰ)100単位(109円)/(Ⅱ)80単位(87円) ※それぞれ月1回限り
関係機関連携加算	(Ⅰ)保育所や学校と連携してサービス計画書作成に係る会議や連絡調整を行った場合 (Ⅱ)就学先や就職先と連携して相談援助や連絡調整を行った場合	200単位(219円)/(Ⅰ)は月1回、(Ⅱ)は1回限り
保育・教育等移行支援加算	通所支援事業所を退所し、保育所や学童クラブ等に通うことになった場合	500単位(548円)/1回限り
強度行動障害児支援加算	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者を配置し、強度行動障害を有する利用者への支援を行った場合	155単位(169円)/1日
家庭連携加算	利用者への居宅を訪問し、利用者及び保護者等への相談援助等を行った場合	1時間未満187単位(204円)、1時間以上は280単位(306円) ※月4回まで
個別サポート加算	(Ⅰ)は指標該当児の場合、(Ⅱ)は要保護・要支援児童の場合	(Ⅰ)100単位(109円)/1日、(Ⅱ)125単位(137円)/1日

※小数点以下は切り捨てていますので1か月の合計金額で計算した場合は誤差が生じます。

#### 8.その他の費用について

内容	料金
創作活動材料費	創作活動等における材料の実費

※上記費用は利用者から徴収するものとします。定率負担額以外の創作活動材料費、その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって保護者に負担させることが適当とみられるものの費用などの費用は給付費支給の対象ではありませんのでそれに要した実費の料金を徴収させていただきます。その際、実費負担がかかるサービス提供にあたってはあらかじめ保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、了解を得た場合に実施します。

#### 9. サービス利用料金及びその他の費用の支払方法

サービス利用料金及びその他の費用は1カ月ごとに計算し、翌々月20日までに請求書をお渡ししますので、下記の方法でお支払いをお願いいたします。

- 当事業所へ直接現金でのお支払（集金袋をご用意しますので、事業所が指定する日にちまでにお支払い願います。）
- 事業者の指定口座への振込

#### 10. 利用のキャンセル・変更について

利用予定日の前に利用をキャンセル又は変更することができます。この場合には、利用予定日の3日前までに事業者へ申し出てください。

※変更・追加につきましては、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。

#### 11. サービスの利用にあたっての留意事項

受給者証の確認	サービスの利用に先立って受給者証に記載された支給量等内容を確認させていただきます。また、住所等内容変更があった際は速やかに当事業所従業員にお知らせください。
設備・器具の利用	当事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用方法により破損が生じた場合は賠償して頂く場合があります。
感染症対策	利用者及びそのご家族がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であると医師に診断された場合、医師の完治連絡が出るまで当事業所の利用は出来ません。
営利活動 政治活動 宗教活動	宗教活動や政治活動、営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の利用者及び保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動はお止めください。
貴重品管理	利用者及び保護者の責任において管理をお願いします。貴重品の紛失には当事業者及び当事業所は一切の責任は負わ

	ないものとします。
危険物等	危険物等の施設内への持込は禁止です。その他はご相談ください。

## 12. サービス提供の記録について

### 1) サービス実績記録票の確認

本事業所では、サービス提供ごとにサービス実績記録票にサービス内容、実施日時、時間を記録しお渡ししています。サービス実績記録票を確認いただき内容に間違いがないか確認の上、押印をお願いいたします。

### 2) ご利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいてご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用はご利用者の負担となります。)

## 13. 事故発生時の対応について

利用者へのサービス提供により事故が発生した場合は速やかに県・市町村・利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、この事故により賠償すべき損害が起きた場合には、速やかに損害賠償を行います。

横浜市	横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課 電話番号 045-671-4279
神奈川県	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課監査グループ 電話番号 045-210-4736

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

加入保険	保険会社名: 公益財団法人 スポーツ安全協会 保険名: スポーツ・文化法人責任保険
------	--

## 14. 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療を保証するものではありません。

名称	医療法人ひもろぎ会 神之木クリニック
医院長名	山本 忍
所在地	横浜市神奈川区西寺尾三丁目25番19号 ラ・クラッセ西寺尾4階
電話番号	045-435-0113

診療科	内科、小児科
-----	--------

#### 15. 苦情解決及び虐待防止に関する窓口

当事業所の窓口	管理者 植木恵美 受付時間 月曜日～土曜日 ※事業所の休業日は除く 10:00～17:30 電話番号 045-465-6897
横浜市の窓口	横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課 受付時間 平日8:45～12:00 13:00～17:15 電話番号 045-671-4274

#### 16. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者: 植木恵美
-------------	-----------

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

#### 17. 緊急時の対応について

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、速やかに医療機関または利用者の主治医に連絡します。または、救急病院に搬送するなどの必要な措置を講ずるほか、保護者やご家族等へ連絡を行います。

#### 18. 非常災害時の対策について

非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します。
避難訓練	消防法に定められた年2回以上の訓練を利用者参加の上、実施します。
防災設備	誘導灯、消火器

#### 19. 秘密の保持と個人情報保護について

利用者及びその家族に関	事業者は、利用者及びその家族の個人情報について
-------------	-------------------------



<p>する秘密の保持について</p>	<p>「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>◎事業者及び事業者の使用する者(以下、「従業者」という)はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>◎この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>◎事業者は従業者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>個人情報の保護について</p>	<p>◎利用者の個人情報をサービス調整会議等で用いる場合には、予め文書にて利用者の同意を得ることとします。ただし、個別支援計画を作成した際に利用者に同意を得ている場合には、この限りではありません。</p> <p>◎利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。</p> <p>◎利用者の円滑なサービス利用のため支援を行う際に、利用者に関する情報を提供する場合には、予め文書にて利用者の同意を得ることとします。</p> <p>◎事業者及び従業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙や電磁的記録等)については細心の注意を払って管理し、処分の際にも第三者への漏洩防止に努めるものとします。</p> <p>◎事業者が管理する情報については、利用者及びその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合には遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします(開示に際して複写料金が必要な場合は利用者負担となります)。</p>

令和 年 月 日

Together Kids Yokohama「児童発達支援」の利用に際し、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

事業者住所 横浜市保土ヶ谷区権太坂一丁目42番20号

事業者名 一般社団法人みらいのヒトミ

事業所住所 横浜市保土ヶ谷区初音ヶ丘11番3号

事業所名 Together Kids Yokohama

説明者 (氏名) \_\_\_\_\_ 印

事業者から、Together Kids Yokohama「児童発達支援」の利用について重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 (氏名) \_\_\_\_\_

保護者(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

利用者との関係( \_\_\_\_\_ )

## 個人情報使用同意書

私(利用者及びその家族)は、下記の内容で事業者が必要最小限の範囲内で使用、提供することに同意します。

### 記

#### 1. 使用する目的

事業者が、指定児童発達支援の提供にあたり、円滑にサービスを実施するために  
行うサービス担当者会議等において必要な場合。

#### 2. 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

#### 3. 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業者がサービスを行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ・認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見(認定結果通知書)
- ・その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関わる情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

一般社団法人みらいのヒトミ  
Together Kids Yokohama 宛

保護者

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

(住所) \_\_\_\_\_

(児童氏名) \_\_\_\_\_